

広島県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十六年四月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道吉舎油木線	神石郡神石高原町大字安田字上河内谷小丸田一五八番一地先から 神石郡神石高原町大字安田字上河内谷小丸田一五九番一地先一般国道一八二号交点まで	平成二十六年三月二〇日